

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第33回〕

－ 迷ったときの違反処理ナビ Q & A －

違反処理研究会

《Q250》危険物製造所等の廃止届出について、法令集の中には解説として「廃止届の受理によって当該施設は許可施設ではなくなるものである。」との記述が散見されるものもありますが、既に建築物を他の用途に使用し、危険物施設としての実態がないものについても、あくまで廃止届出を受理するまでの間は危険物施設として規制するという事なのではないでしょうか。

《三重県I市消防本部 予防課 A・Tさん》



A 危険物製造所等の廃止届出は、関係規定のとおり「廃止したとき」に届け出るものであるから、現実には危険物施設としての機能が失われたときをもって廃止されたと理解すべきで、廃止届出の受理によって廃止が法的に確定するものではない。

【ヒント】確かに、市販されている法令集の一部には、質問にあるように危険物製造所等の廃止届出の受理に関して、恰も一定の法的効果を伴う手続きのように記述されたものが見受けられます。これは多分、以前、消防関係者の中に、廃止届出の受理によって廃止の法的効果が生ずるとする見解があったことの影響ではないかと推測されますが、そうした過去の誤った見解が現在の法令集にそのまま残っているのだと思います。消防法第12条の6は、製造所等の「用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を……届け出なければならない。」と規定しているのですから、当該届出が行われる以前に既に危険物製造所等は廃止され、危険物施設としての機能を失っていなければなりません。このことから廃止届出の受理によって危険物施設でなくなることがないのは明確になります。

危険物製造所等が危険物規制を受けるのは、そもそも危険物許可の法的な効果によります。そして危険物許可は、一般に対物処分といわれるとおり、物の状態に着目して与えられた受益的な行政処分です。ところで、対物処分というのは、危険物製造所等という物の状態に着目して与えら

れた行政処分ですから、当然のこととして廃止によって危険物製造所等の機能が失われれば、危険物許可の法的な効果を継続させる必要はなくなり、失効することになります。つまり、廃止届出というのは、市町村長等の許可権者が、危険物製造所等が廃止された事実を把握するためのものにほかなりませんので、当該届出の受理を云々する余地は全くないのです。因みに、行政手続法は、所定の事務所に届出が到達したことをもって、「届出があった」と理解すべきだとしています。

《Q251》平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、この改正規定は平成27年4月1日から施行されますが、この中に「処分等の求め」として同法第36条の3の規定が新たに置かれています。これは消防機関が法令違反の防火対象物を放置している様なときに、市民から命令措置を取るよう消防機関に対して申出を行うことが出来るとされているもので、今後、違反処理実務を進めるに当たって大きな影響があるのではないかと思います。簡単にその内容についてご教示いただければ助かります。

《大分県U市消防本部 U消防署 O・Iさん》



A 法令に違反する事実があれば、書面をもって何人でも行政庁に措置命令等を求めることを申し出ることが出来るもので、行政庁としては調査の結果必要があると認めるときには、措置命令等を行わなければならない。

【ヒント】質問にある行政手続法の一部を改正する法律は「法律第70号」として成立し、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになっています。

この改正法の中には、特に第4章の2として「処分等の求め」に係る規定が新たに置かれています。この規定の内容は次のとおりです。

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合に

において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- ① 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 法令に違反する事実の内容
- ③ 当該処分又は行政指導の内容
- ④ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- ⑤ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ⑥ その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

ところで、上記の第36条の3では、申出ができる対象として行政処分と行政指導を挙げてありますが、このうち行政指導については「その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。」とされていますので、例えば、消防機関で行っている警告等の行政指導は、命令権限を背景として消防機関の任務若しくは所掌事務として行っているものですから、基本的に法律の根拠規定に基づいて行っている行政指導ではありませんので行政手続法第36条の3の申出の対象にはなりません。したがって、消防機関に対しては、措置命令等の行政処分を行う申出だけができることとなります。

この「処分等の求め」に係る実務的な運用上の問題は、別途、総務省行政管理局から示されるものと思われませんが、ここで挙げておかなければならないのが、申出を受けた消防機関としての対応です。上述のとおり、必要な調査を行った上で「必要があると認めるとき」に法令違反を是正させる処分を行うことになるのですが、「必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合を指すのかということが問題となります。一応、総務省行政管理局から公表されているものを見ると、求められた処分が、その本来の目的やその根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合、又は求められた行政処分により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合などは「必要があると認めるとき」に該当しないとされています。こうした点から考

慮してみますと、申出が行われた消防法令の違反に関しては、ほぼその違反を是正させる「必要があると認めるとき」に当たるのではないかと考えられるところです。

消防機関の違反処理を促す制度としては、上記の行政手続法に基づく「処分等の求め」の他にも行政事件訴訟法上の「義務付け訴訟」というのがあります。両者で大きく違うのは、「義務付け訴訟」はあくまで訴訟ですから、原告適格や訴えの利益がなければ提起できないのに比べ、この「処分等の求め」は、「何人も……」申出ができることから、比較的気楽に、消防機関の法令違反対象物に対する消極的な対応を改めさせることができます。ただし、ここで重要なのは、一般に行政便宜主義といわれているものと、「処分等の求め」に応じて違反処理をしなければならないこととの関係をどう考えるかということです。

いつ、誰に対して、どの様な手続きで、どういう処分を行うかということは、通常、行政機関の裁量に基づくものとされています。所謂、行政便宜主義と呼ばれるものです。ところが、今回の行政手続法で新たに設けられた「処分等の求め」に関しては、申出に伴って調査を行った結果、「必要があると認めるときは、当該処分……をしなければならない。」とされていますから、消防機関としては、「処分等の求め」の申出があった場合には、必要があると認めるときには、行政手続法に基づく義務として、先述するような例外的な事情がなければ行政処分を行うか否かの裁量の幅は大きく収縮するのではないかと考えられます。つまり、若し、「処分等の求め」の申出があり、「必要があると認めるとき」場合にも申し出された行政処分を行わなくて良いという裁量判断が可能だとすれば、一体何のためにこの「処分等の求め」という制度が行政手続法で設けられたのか、その意義を喪失させてしまうからです。

なお、「処分等の求め」に係る運用に関連して、行政責任という問題等も検討しておかなければなりません。いずれにしても先般の行政手続法の一部改正は、消防機関の違反処理に向き合う姿勢に大きな影響を及ぼすのではないかと考えられますので、十分配慮しておくことが重要です。

《Q252》給油取扱所の計量機のポンプ部に異常が生じ、そこから少量のガソリンが長期間にわたって漏洩していたところ、こうした状態を年に1回の法定点検や毎月の自主点検の機会に発見できずに地下にガソリンを浸透させてしまった場合、①ポンプ部から漏洩させたことについて消防法第10条第3項違反を構成するか、また、危険物取扱者の責務違反はあるか、②毎月の自主点検が不適切でポンプ部からの